

6.4 直面し得る課題に対するQ & A

ここでは自死遺族等が直面し得る課題（主に法律問題）について説明します。本項の記載は、発行時点（令和6年9月末日）の最新の情報に基づいていますが、法令法規、実務上の運用、裁判例などは、日々、改正、変更、追加されることがありますので、実際の対応の際にはあらためて法律の専門家に相談するなどして、最新の情報に基づき対応してください。

6.4.1 相続について

P94–P95

- Q 1 相続とは？
- Q 2 相続放棄をする際の注意事項とは？
- Q 3 相続の手続の期限は？期限の伸長はできるのか？（熟慮期間）
- Q 4 遺族が保証人になっている場合はどうすればいいのか？
- Q 5 故人に借金があるかどうか分からない場合はどうすればいいのか？
- Q 6 相続人が未成年の場合はどうすればいいのか？（未成年後見制度）

6.4.2 財産の処分（預貯金、遺品など）について

P96

- Q 1 故人の預貯金で葬祭費を支払ったり、遺品を処分したりすると相続放棄はできなくなるのか？
- Q 2 故人が遺したスマートフォンやパソコンのデータの取り扱いはどうすればいいのか？（デジタル遺品）

6.4.3 生命保険の免責について

P97

- Q 1 自死・自殺で亡くなった場合は、生命保険は支払われないのか？
- Q 2 免責期間内であっても保険金の支払いが認められる場合があるのか？

6.4.4 賃貸トラブルや不動産売買について

P98–P99

- Q 1 心理的^{かし}瑕疵物件とは？
- Q 2 亡くなった部屋の賃貸人から損害賠償請求をされたらどうしたらいいのか？
- Q 3 遺族が賃貸借契約の賃借人または連帯保証人の場合は、法的責任は問われるのか？
- Q 4 不動産売却や賃貸物件から退去する際、自死・自殺の有無を問われたら、正直に告知する義務はあるのか？
- Q 5 いつになれば事実を告知する必要があるのか？

6.4.5 過労自殺について

P100

- Q 1 過労が原因で亡くなった場合には、どのような手続が必要なのか？
- Q 2 労災の請求が認められるための要件や手続の期限は？

6.4.6 鉄道事故で亡くなった場合の損害賠償請求について

P101

Q 1 自死遺族等に対して多額の請求が行われるのか？

6.4.7 医療過誤問題について

P101

Q 1 病院に入院中に自死・自殺で亡くなった場合は、医療機関に法的責任はあるのか？

6.4.8 インターネットに関するトラブルについて

P102

Q 1 トラブルに巻き込まれた場合に準備しておくべきことは？

Q 2 第三者による投稿などを削除したい場合の削除請求の方法は？

Q 3 SNS上の誹謗中傷などの発信者を特定することはできるのか？

6.4.9 児童生徒が自死・自殺で亡くなった場合（いじめ、不適切指導）

P103 – P105

Q 1 こどもが亡くなった場合に、学校ではどのような調査が行われるのか？

Q 2 いじめが原因で亡くなった場合に、学校ではどのような調査が行われるのか？

Q 3 教育者の不適切な指導が原因で亡くなった場合に、どのような調査が行われるのか？

Q 4 学校の管理下においてこどもが亡くなった場合に、学校や教師に法的責任はあるのか？

Q 5 いじめが原因で亡くなった場合に、加害児童生徒やその親に法的責任はあるのか？

6.4.10 警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律について

P106

Q 1 警察などが遺体を取り扱う場合や自死遺族等と接する際に、遵守すべき法律はあるのか？

Q 2 警察捜査資料（現場写真など）を閲覧することは可能なのか？

6.4.11 失踪宣告について

P107

Q 1 失踪宣告とは？

Q 2 失踪宣告の申立てがなされると、どうなるのか？

6.4.1 相続について

Q 1 相続とは？⁽¹⁾

相続とは、法定相続人[※]である遺族が、亡くなった被相続人である故人の法律関係を、そのまま引き継ぐことを意味します。相続をすると、遺族はプラスの財産（不動産、現金、預金、損害賠償請求権など）とマイナスの財産（貸金債務、損害賠償債務など）の両方をそのまま引き継ぐことになります。被相続人である故人が亡くなると、相続人である遺族は、単純承認、限定承認、相続放棄の3つの方法を選択することができます。限定承認と相続放棄の場合は、被相続人の最後の住所地を管轄する家庭裁判所に申立てが必要です。

単純承認：プラスの財産やマイナスの財産の両方を包括的に承継する。

限定承認：プラスの財産の範囲で、マイナスの財産を承継する。

相続放棄：プラスの財産もマイナスの財産も承継しない。

※法定相続人は、故人が生まれてから亡くなるまでの戸籍謄本などにより確定します。法定相続人は、配偶者及び直系卑属（子）が第1順位、直系尊属（親）が第2順位、兄弟姉妹が第3順位となっています。代襲相続や先順位者が相続放棄した場合など、法定相続人を確定するために必要な作業は多岐にわたります。

Q 2 相続放棄をする際の注意事項とは？

相続放棄をすると、遺産全部を承継できません。相続放棄後、いじめやパワハラ、過労などによって自死に至ったことが明らかになり、遺族が加害者の責任を問う損害賠償請求をしようとしても、相続放棄していた場合には、故人の損害について賠償請求することができなくなります。損害賠償請求の可能性がある場合、相続放棄の判断は慎重に行う必要があります。生命保険については、保険契約で指定された受取人が、死亡生命保険金を受け取ることができます。死亡生命保険金の受け取りは、生命保険契約に基づく受取人固有の権利だからです。また、保険契約で受取人が「法定相続人」と指定されている場合や、受取人の指定がなく約款により法定相続人が受け取ることができる場合なども、生命保険契約に基づく権利として死亡生命保険金を受け取っても、相続放棄ができるとするのが裁判例です。死亡退職金や死亡弔慰金は、勤務先などの規定に基づき支給されます。誰が受け取れるか、相続放棄しても受け取れるかなどについて、勤務先に確認する必要があります。

Q 3 相続の手続の期限は？ 期限の伸長はできるのか？（熟慮期間）

限定承認と相続放棄には、熟慮期間という期間制限が設けられており、熟慮期間が経過すると、単純承認をしたとみなされてしまいます。熟慮期間は、「自己のために相続の開始があったことを知った時から3か月以内」とされており、死亡の事実及び自己が相続人であることを知った時から起算します。したがって、原則として死亡の事実及び自己が相続人であることを知った時から3か月以内に相続放棄又は限定承認の手続を行わなければ、単純承認したとみなされることになります。3か月という熟慮期間は、死別直後の遺族にとって、非常に短い期間です。相続の対象となる遺産や負債の調査を行い、損害賠償の権利、義務の有無や、その見込額などを算出するには3か月では足りない場合もあります。そこで、熟慮期間内に家庭裁判所に対して「熟慮期間の伸長」を申立てることで、さらにじっくり考える時間や、弁護士に相談する時間を確保することができます。「熟慮期間の伸長」の申立ては、被相続人の最後の住所地を管轄する家庭裁判所に対して

行います。印紙代などの費用や必要な書類については、以下のURLを参考にしてください。

https://www.courts.go.jp/saiban/syurui/syurui_kazi/kazi_06_25/index.html



Q 4 遺族が保証人になっている場合はどうすればいいのか？

法定相続人である遺族が被相続人である故人の保証人（連帯保証人）になっている場合、遺族自身が債権者（貸主や賃貸人など）との間に保証契約を締結していますので、自らの責任として保証債務を負うことになります。そのため、仮に多額の債務が残った場合、相続放棄を行ったとしても、保証債務には影響しませんので、保証債務を免れることはできません。また、場合によっては、破産手続や個人再生手続が必要となる場合もあるため、専門家への相談が必要です。

Q 5 故人に借金があるかどうか分からない場合はどうすればいいのか？

既に届いている請求書や亡くなった後に届く請求書で、借金を確認することができます。一定範囲の遺族であれば、全国銀行個人信用情報センター（KSC）、株式会社日本信用情報機構（JICC）、株式会社シー・アイ・シー（CIC）といった信用情報機関に、クレジットやローンなどの信用取引に関する契約内容や返済状況などの情報開示請求を行うこともできます。

Q 6 相続人が未成年^{*}の場合はどうすればいいのか？（未成年後見制度）

離婚後に親権者だった保護者が亡くなった場合や、両親ともに亡くなってしまった場合などには、親権者が不在となり、それを放置しておく、未成年者が十分な監護や教育を受けられなかったり、財産が失われたりしてしまうおそれがあります。このような場合、親権者に代わって未成年者の監護、教育や、財産を管理する後見人を選任し、未成年者を保護するのが未成年後見制度です。未成年後見の申立ては、未成年者本人、未成年者の親族、利害関係人が行います。家庭裁判所は、未成年者の生活や財産の状況、後見人候補者の経歴や未成年者との関係など、様々な事情を考慮し、未成年者のために誠実にその職務を果たすことができるかどうかを判断して、後見人を選任します。未成年後見制度の申立ては、相続人が住んでいる住所地の家庭裁判所に行います。

※令和4年4月1日から民法の一部を改正する法律が施行されたことにより、成年年齢が18歳に引き下げられました。

6.4.2 財産の処分（預貯金、遺品など）について

Q 1 故人の預貯金で葬祭費を支払ったり、遺品を処分したりすると相続放棄はできなくなるのか？⁽²⁾

相続人が相続財産の全部又は一部を処分した場合には、単純承認をしたと見なされてしまい、相続放棄ができなくなります。但し、以下の場合には、単純承認に当たらないと一般的には解されています。個々に事情が異なるため、詳しくは専門家へご相談ください。

- 故人が所有していた動産のうち、経済的な価値が認められない動産（例：衣服、食器など）の処分
- 故人の財産からの葬儀費用の支払い
- 遺族の財産からの故人の借金の支払い
- 故人の給料の受け取り
- 未支給年金の受け取り

Q 2 故人が遺したスマートフォンやパソコンのデータの取り扱いはどうすればいいのか？（デジタル遺品）

デジタル遺品とは、故人が所有していたスマートフォンやパソコンなどのデジタル機器に遺されたデータや、SNSなどのインターネット上の登録情報などのことを意味します。今の日本において、デジタル遺品について規定した法律はありませんが、データの種類によって、留意する必要があるため、以下を参考にしてください。

<スマホやパソコンなどのデジタル機器に遺されたデータ>

故人の遺品を相続した場合は、電子機器の所有権を介して、自由に処分することができます。

< SNSなどのインターネット上の登録情報 >

一身専属性[※]の有無によって異なるため、各アカウントの提供元の利用規約などを確認する必要があります。一身専属性のアカウントに本人以外がアクセスしたり権限を使ってサービスを利用したりすると、「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」に抵触する恐れがあります。

※権利又は義務が特定人に専属しほかの者に移転しない性質をいいます。

6.4.3 生命保険の免責について

Q 1 自死・自殺で亡くなった場合は、生命保険は支払われないのか？⁽³⁾

保険法では、「被保険者が自殺で亡くなった場合は、保険会社は保険金を支払う責任を負わない」と定めています。この規定を受けて、生命保険約款には、責任開始の日（一般的には①契約の申込書への署名、捺印、②医師による検査又は告知、③第1回目の保険料支払いの全てが完了した日）から3年以内に自死・自殺で亡くなった場合については、保険給付を行う責任を負わないとする「自殺免責特約」が定められていることが一般的です。免責期間内に亡くなった場合は支払われませんが、免責期間を経過した後は、原則として保険金が支払われます。

Q 2 免責期間内であっても保険金の支払いが認められる場合があるのか？

保険契約は偶然発生する事故に備えて締結されるものであり、被保険者が故意に事故を発生させた場合には保険契約の目的に反するとされています。そのため、故人が統合失調症などの精神疾患で亡くなるなど、自由な意思決定に基づいて自己の生命を絶ったとはいえない場合は、「自殺免責特約」の適用がないと解釈されています。したがって、免責期間内であっても、精神障害が原因で自由な意思決定能力を喪失、または著しく減退していたと評価できるのであれば、「自殺免責特約」は適用されず、保険金の支払いが認められると解されています。これらを立証するためには、専門的な知識を要するため、必要に応じて弁護士などの専門家に相談することが重要です。

6.4.4 賃貸トラブルや不動産売買について

Q 1 心理的^{かし}瑕疵物件とは？⁽⁴⁾

不動産自体に瑕疵、欠陥はないが、過去に自死・自殺や孤独死、殺人など、新たな買主、借主が心理的抵抗を抱きやすい事象があった物件を指します。一般的には、「事故物件」と呼ばれる場合もあります。

Q 2 亡くなった部屋の賃貸人から損害賠償請求をされたらどうしたらいいのか？

賃貸物件において、自死・自殺で亡くなった場合、相続人や保証人に対し、賃貸人から損害賠償請求が行われる場合があります。賃貸人から損害賠償請求がなされた場合は、すぐにお金を支払わず、まずは、請求の内訳を記載した書面や根拠となる資料を要求し、それを基に弁護士などの専門家に相談してください。賃貸人からの損害賠償請求の内訳は、以下のようなものが考えられます。

費目	内容	注意すべき点
原状回復費用	破損や汚損が生じた場合の修理費用	原則として、自死・自殺によって生じた物理的な破損や汚損に限られます。物理的な破損や汚損がなく、機能に問題がないのに、自死・自殺を理由にシステムキッチンを全て入れ替えたり、フローリングを全て貼り替えることは認められない可能性があります。
将来賃料	新しい賃借人が見つからないことに対する将来賃料の補償	判例では、おおむね2～3年に限られるようになっていたため、長期の将来賃料になっていないか確認が必要です。
不動産価格の下落	不動産価格が下落した場合の補償	賃貸物件の場合、故人が居住している物件が売却されることを知っていたなどの特段の事情がない限り、不動産価格の下落分について損害賠償義務を負うことはありません。

Q 3 遺族が賃貸借契約の賃借人または連帯保証人の場合は、法的責任は問われるのか？

遺族が賃借人：遺族が直接法的責任を負います。相続放棄によっても損害賠償義務を免れません。

遺族が連帯保証人：遺族が直接法的責任を負います。相続放棄によっても損害賠償義務を免れませんが、その範囲は極度額※に限定される場合があります。

遺族が賃借人でも連帯保証人でもない：法定相続人の場合は、相続放棄によって、損害賠償義務を免れることができます。

※賃貸借契約の場合、連帯保証人が保証しなければならない債務の限度額のことを極度額といいます。

Q 4 不動産売却や賃貸物件から退去する際、自死・自殺の有無を問われたら、正直に告知する義務はあるのか？

令和3年10月、国土交通省が「宅地建物取引業者による人の死の告知に関するガイドライン」（以下、ガイドライン）を策定しました。不動産において過去に人の死が生じた場合において、当該不動産の取引に際して宅地建物取引業者が取るべき対応に関し、宅地建物取引業法上負うべき義務の解釈についてとりまとめたものです。このガイドラインにも売主である遺族に対して「人の死に関する事案が起きたことを故意に告知しなかった場合などには、民事上の責任を問われる可能性がある旨をあらかじめ伝えることが望ましい」とあるように、事後的に売却する不動産に心理的な瑕疵があると判断されると、遺族が法的責任を負うリスクがあるため、事実を伏せることには慎重になる必要があります。

<宅地建物取引業者による人の死の告知に関するガイドライン>
<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001426603.pdf>



Q 5 いつになれば事実を告知する必要がなくなるのか？

告知義務に対しては明確な基準はなく、これまでの判例では、亡くなってから売却までの期間、亡くなった場所（建物の内部か外部か）、建物の現状（取り壊しの有無など）、地域性ないし周辺住民の噂、亡くなった手段、売却に至る経緯などの事情によって個別に判断がなされています。国土交通省によるガイドラインでは、宅地建物取引業者は、賃貸借取引の場合、人の死が発覚してからおおむね3年を経過した後は、原則として、借主に対してこれを告げなくてもよいとしています（なお、売買取引の場合については、目安が示されていません）。

6.4.5 過労自殺について

Q 1 過労が原因で亡くなった場合には、どのような手続が必要なのか？⁽⁵⁾

労働者である故人が、過労が原因で、自死・自殺で亡くなった場合、(1) 国に対する労災の請求、(2) 会社などに対する損害賠償請求の2つの法的手続をとることができます。これらの2つの手続は、それぞれ完全に独立した手続なので、どちらかだけを請求することも、両方同時に請求することも可能です。もっとも、自死・自殺が業務に起因した労災であると認められると、その結果を、損害賠償の請求において証拠として利用できるため、一般的には、労災の請求を先行させ、労災が認められてから損害賠償請求を行うことが多いようです。国に対する労災の請求、会社に対する損害賠償のいずれについても、専門家のサポートが必要となります。早い段階で、弁護士などの専門家に相談されることを推奨します。労災の請求については、以下を参考にしてください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/rousai/index.html



Q 2 労災の請求が認められるための要件や手続の期限は？

労災の要件は、(1) うつ病や適応障害など労災の対象となる精神障害を発病していること、(2) 発病前おおむね6か月間に仕事により強いストレスを受けたこと、(3) 仕事以外のストレス及び個体側要因※によって発病したとはいえないことの3つとなっています。労災に関する法的手続については、以下のような様々な期間制限が設けられています。手続は、一旦期間を過ぎてしまうと原則として請求が行えなくなります。

※個体側要因とは、若い頃からうつ病の再発を繰り返していた場合や、重度のアルコール依存症であった場合などをいいます。

請求内容	期間制限
遺族補償給付の請求	亡くなった日の翌日から5年
葬祭料の請求	亡くなった日の翌日から2年
審査請求	審査請求人が原処分のあったことを知った日の翌日から3か月
再審査請求	審査請求の決定書の謄本が送付された日の翌日から2か月
取消訴訟の提起	裁決があったことを知った日の翌日から6か月
損害賠償の請求	亡くなった日の翌日から原則として5年

6.4.6 鉄道事故で亡くなった場合の損害賠償請求について

Q 1 自死遺族等に対して多額の請求が行われるのか？⁽⁶⁾

鉄道事故で亡くなった場合、遺族に対して数千万円もの多額の損害賠償請求がなされると言われることがあります。そのような多額の請求が行われることは稀で、減額して和解するケースも少なくありません。鉄道事故など故人の行為が他者に対する不法行為（故意過失で損害を与える行為）と認定される場合は、原則として事故が起きた日に損害賠償請求権が発生します。損害賠償請求が予想される場合は早めに専門家に相談することが望ましいです。

鉄道会社からの損害賠償請求の内訳は以下のようなものです。

費目	内容	注意すべき点
振替輸送費	振替輸送にかかった費用	振替輸送が行われた時間、範囲、払い戻しの有無、有の場合の人数、金額を具体的に確認する必要があります。
修理費	列車などが破損した場合の修理代	破損の内容、修理にかかった費用、減価償却分の有無を具体的に確認する必要があります。
人件費	復旧のための人件費	人数や労働時間、通常の労務の範囲内か否かを具体的に確認する必要があります。

6.4.7 医療過誤問題について

Q 1 病院に入院中に自死・自殺で亡くなった場合は、医療機関に法的責任はあるのか？⁽⁷⁾

病院や担当医師は、診療契約に基づき、自死・自殺の予見可能性及び結果回避可能性を前提として、自死・自殺を防止する安全配慮義務を負っています。精神科医療においては患者の治療と自由の両立が目標とされており、この目標は、自死・自殺を防止する義務を考える際に大切な視点となります。例えば、希死念慮がある患者の持ち物を制限して保護室に入れることは、自死・自殺の危険性は低くなりますが、自由を大きく制限することになります。

一方、患者の自由を優先させて、まだ強い希死念慮を有しているのに外出や退院を許可すれば、今度は自死・自殺の危険が高くなります。このように、精神科の医師は、患者の治療と自由という2つの要請をどのように調整するか、患者の病状や診療経過を踏まえつつ、専門的な知識に基づき判断することになり、そのような判断は裁判実務上、広い裁量が認められています。その結果、病院や担当医師の法的責任が認められるには、一般的に、自死・自殺の危険が明白かつ切迫しているにもかかわらず適切な措置を怠った場合に限定されることになります。医療機関に対する請求は、専門性も高く、証拠の収集などの負担もあるので、早い段階で、弁護士などの専門家に相談することを推奨します。

6.4.8 インターネットに関するトラブルについて

Q 1 トラブルに巻き込まれた場合に準備しておくべきことは？⁽⁸⁾

インターネットのトラブルは、大きく分けて、

- (1) トラブルが原因となって亡くなるケース（例：ネットいじめ、誹謗中傷）
 - (2) 亡くなった後にトラブルが発生するケース（例：掲示板でのプライバシー暴露または侵害する書き込み）
- の2つがあります。いずれの場合も、メッセージや書き込みの証拠を残しておくことが欠かせません。具体的には、スクリーンショットなどにより、①投稿内容、②当該ウェブページのURL、③スクリーンショットした日付がわかるように証拠を残しておく必要があります。

Q 2 第三者による投稿などを削除したい場合の削除請求の方法は？

第三者による投稿などを削除したい場合の削除請求は、発信者を特定していない段階でも行うことができます。方法としてまず行うことは、サイト内の削除フォームやメールフォームに削除請求を依頼することです。匿名での投稿も可能ではありますが、対応を拒否される可能性が高くなります。サイト管理者が削除に応じない場合は、裁判所に仮処分を申立て、削除命令を発令してもらう必要があります。また、総務省がインターネット上での違法、有害情報に関する窓口を開設していますので、こうした窓口を利用して削除依頼を出すといった方法もあります。

https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/trouble/reference/reference01.html



Q 3 SNS上の誹謗中傷などの発信者を特定することはできるのか？

通常、下記の手順を進めることで、SNS上の発信者の氏名や住所などの情報を得ることができます。

- (1) サイト管理者またはサーバー運営者に対して、IPアドレスなどの開示請求を行う
- (2) サイト管理者などから開示されたIPアドレスなどからインターネットサービスのプロバイダを特定する
- (3) プロバイダに対して発信者の住所や氏名の開示請求をする

プロバイダが開示請求に応じない場合は裁判所に対し、発信者情報開示請求を申立てなければなりません。

上記(1)は発信者情報開示請求仮処分、上記(3)は発信者情報開示請求訴訟をそれぞれ裁判所に申立てるため、専門家に相談することが望ましいです。

6.4.9 児童生徒が自死・自殺で亡くなった場合（いじめ、不適切指導）

Q1 こどもが亡くなった場合に、学校ではどのような調査が行われるのか？⁽⁹⁾

平成26年7月に文部科学省が作成した「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」に基づき、背景調査が行われます。以下は、背景調査の大まかな流れです。背景調査を行う際は、自死遺族等が背景調査に切実な心情を持つことを理解し、その要望や意見を十分に聴き取るとともに、できる限りの配慮と説明を行うことが必要とされています。

<参考：子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）>

https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2014/09/10/1351863_02.pdf



（１）基本調査

自殺又は自殺が疑われる死亡事案について、事案発生（認知）後速やかに着手する、全件を対象とする基本となる調査であり、当該事案の公表、非公表にかかわらず、学校がその時点で持っている情報及び基本調査の期間中に得られた情報を迅速に整理するものです。具体的には、①遺族との関わり、関係機関との協力等、②指導記録等の確認、③全教職員からの聴き取り、④状況に応じ、亡くなったこどもと関係の深かったこどもへの聴き取りが行われます。

（２）詳細調査への移行の判断

学校の設置者は、基本調査の報告を受け、詳細調査に移行するかどうかを判断しますが、少なくとも以下の場合には詳細調査に移行します。

- ア) 学校生活に関係する要素（いじめ、体罰、学業、友人等）が背景に疑われる場合
- イ) 遺族の要望がある場合
- ウ) その他必要な場合

（３）詳細調査

基本調査等を踏まえ必要な場合に、心理の専門家など外部専門家を加えた調査組織において行われる、より詳細な調査です。事実関係の確認のみならず、自殺に至る過程を丁寧に探り、自殺に追い込まれた心理を解明し、それによって再発防止策を打ち立てることを目指します。具体的には、①調査組織の設置、調査の計画、調査実施（アンケート調査、聴き取り調査等）、②自殺に至る過程や心理の検証と再発防止、自殺予防への提言、③報告書のとりまとめと遺族等への説明、④調査結果の報告と今後の自殺予防、再発防止のための報告書の活用等が行われます。

Q2 いじめが原因で亡くなった場合に、学校ではどのような調査が行われるのか？

「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に基づき、調査組織の設置、被害児童生徒・保護者などに対する調査方針の説明（調査の目的、目標、調査主体（組織の構成、人選）、調査時期、期間（スケジュール、定期報告）、調査事項（対象となるいじめ行為、学校の対応など）、調査方法、調査結果の提供）など、調査の実施、調査結果の説明・公表が行われます。また、調査結果を踏まえ、加害児童生徒に対する指導のほか、再発防止や教職員の処分について検討することとされています。なお、重大事態の調査は、Q1の詳細調査を兼ねることが認められています。

<いじめの重大事態の調査に関するガイドライン>

https://www.mext.go.jp/content/20240618-mxt_jidou01-000036541_7.pdf



Q3 教育者の不適切な指導が原因で亡くなった場合に、どのような調査が行われるのか？

「指導が不適切な教員に対する人事管理システムのガイドライン」によれば、指導が不適切であるとの事実の確認にあたっては、校長などによる日常的な観察、指導主事などによる観察や面談、保護者からの意見や苦情などにより、学校での指導状況、校内での改善方策の成果などについての的確に把握することが重要とされています。学校から教育委員会への報告・申請は、校長の権限と責任において行われるものですが、例えば、校長による報告書・申請書に、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭などのいずれかによる評価結果を添付することも、客観性を高めるための工夫として必要です。ガイドラインには、保護者や地域住民などから学校関係者の指導に関する要望・意見が寄せられた場合には、その状況の確認を行うなど、的確な情報収集に努めることが重要であるとされているため、まずはこどもが通っていた学校や管轄の教育委員会に相談し、情報収集を依頼する必要があります。「指導が不適切である」と認定された場合は、地方公務員法に基づく分限処分や懲戒処分が下される可能性もあります。

<指導が不適切な教員に対する人事管理システムのガイドライン（令和4年8月31日一部改定）>

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinji/20220902-mxt_kouhou02-1.pdf



Q 4 学校の管理下においてこどもが亡くなった場合に、学校や教師に法的責任はあるのか？

学校には、児童生徒の生命や安全を守らなければならないという安全配慮義務があります。いじめや不適切指導により児童生徒が亡くなることが予見でき、学校が安全配慮義務に違反していた場合、公立学校であれば国家賠償請求をすることが可能ですし、私立学校であれば当該学校を運営する学校法人に対して損害賠償請求をすることが可能です。一般的には、酷いいじめが継続し、かつ、教師もいじめの事実や被害児童生徒の様子の変化を認識していた場合などは、予見可能性が肯定され、学校の法的責任が認められる可能性が高まるといえます。教師については、公立学校の場合、公務員であるため、国家賠償法により、被害児童生徒及び遺族への賠償責任を負いません（なお、教師に故意又は重大な過失があった場合には、国または地方公共団体から求償権を行使される場合があります）。他方で、私立学校の場合、教師個人に安全配慮義務違反が認められる場合には、教師個人が法的責任を負うことがあります。

Q 5 いじめが原因で亡くなった場合に、加害児童生徒やその親に法的責任はあるのか？

加害児童生徒自身に責任能力が認められない場合（12歳前後が境界とされていますが、個々のケースによって異なります）には、監督義務を怠った親権者に対し損害賠償請求をすることが可能です。また、加害児童生徒に責任能力が認められる場合には、加害児童生徒自身が損害賠償責任を負うほか、監督義務者である保護者も賠償責任を負う場合があります。いずれも自死・自殺に対する法的責任が認められるためには、いじめによって自死・自殺に至る可能性があることを予見できていたかが論点となりますが、自死・自殺に至る可能性があることを予見できていたとはいえない場合でも、いじめ行為自体についての損害賠償責任が認められる場合があります（その場合、亡くなったことについての責任が認められるときとは損害賠償の金額が大きく異なります）。

6.4.10 警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律について

Q 1 警察などが遺体を取り扱う場合や自死遺族等と接する際に、遵守すべき法律はあるのか？⁽¹⁰⁾

警察及び海上保安庁が取り扱う遺体について、調査、検査、解剖のほか死因または身元を明らかにするための措置に関して必要な事項を定めた法律を「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」と言います。具体的には、遺体の取り扱いにあたっての礼意の保持、遺族等の心身の状況、その置かれている環境などについての適切な配慮、解剖の必要性に関する遺族への事前の説明義務、遺体の引き渡し時における死因などの説明義務などが定められています。また、これに関連し警察庁から令和6年3月1日付「遺族等に対する死因その他参考となるべき事項の説明について（通達）」が発出されており、説明時は、「遺族等の心情に配慮するとともに、死亡者が乳幼児又は若年者の場合や自死・自殺によるものである場合には、遺族等の動揺や悲しみが極めて大きいことから、その心情に特に配慮すること」とされています。

Q 2 警察捜査資料（現場写真など）を閲覧することは可能なのか？

警察庁の令和6年3月1日付「遺族等に対する死因その他参考となるべき事項の説明について（通達）」において、警察からの口頭による説明の後、遺族等から説明に関する調査、検査などの結果の提供を求められた場合には、できるだけ速やかに発見日時、調査及び検査の実施結果に関する客観的事実を簡潔に取りまとめた書面を交付の上、再説明を行うこととされています。また、この書面には、遺族等の要望を踏まえ、死亡時の画像が記録された外部記録媒体、再説明に必要な写真などの参考資料を添付することとされています。

6.4.11 失踪宣告について

Q 1 失踪宣告とは？⁽¹¹⁾

失踪宣告とは、生死不明の人に対して、法律上死亡したものとみなす効果を生じさせる制度です。遺書を残したまま行方不明になるなど、故人が自死・自殺で亡くなったと推定されるものの遺体が発見できない場合に、重要な手続となります。自死・自殺の関連では、行方不明になり生死が7年間明らかでないときに、失踪者と利害関係のある人（配偶者、相続人になる人、財産管理人、受遺者など）が失踪宣告の申立てを行います。家庭裁判所は、申立てにより、失踪宣告をすることができます。

Q 2 失踪宣告の申立てがなされると、どうなるのか？

失踪宣告の申立てをすると、不在者の生死が不明になった（普通失踪）時点から7年間が満了したときに死亡したものとみなされ、不在者（失踪者）についての相続が開始されます。また、仮に不在者が婚姻をしていれば、死亡とみなされることにより、婚姻関係が解消します。失踪宣告がなされると、「死亡」とみなされますので、死亡保険金受取人は保険金を受け取ることができます。この場合、保険契約を7年間有効に継続する必要があるため、保険料を払い続けなければなりません。

自死遺族等が直面し得る法律問題は、故人の法律問題と自死遺族等固有の法律問題に分けることができます。

故人の法律問題は、故人がどのような債権（賃金請求権や損害賠償請求権など）と債務（借金の支払い義務や亡くなった手段によって第三者に損害を与えた場合の損害賠償義務など）を有しているかが問題となります。

また、自死遺族等固有の法律問題は、上記の故人の債権債務を相続するのかという相続の問題、労災や生命保険金、死亡退職金などの請求、または、自死遺族等が連帯保証をしている場合の連帯保証債務が問題となります。

自死遺族等は、自死遺族等固有の法律問題に加えて、故人が遺した財産を相続した場合、故人の法律問題も同時に抱えてしまう場合も少なくありません。死別直後の混乱した中で、これらの法律問題に自ら対処することは困難なことです。特に、これらの法律問題が当事者同士の話し合いで解決せず、調停、審判、訴訟などの裁判手続に発展した場合、自死遺族等の精神的な負担はさらに増すことになります。

自死遺族等が法律問題を抱えている可能性がある場合、早期に弁護士などの専門家から法的問題を解決するための手順や見通し、優先順位などについてアドバイスを受けるように働きかけることが重要になります。

6.5 課題に対応した相談窓口など

本項の記載は、発行時点（令和6年9月末日）の最新の情報に基づいていますが、最新の情報はリンク先を確認ください。

1 電話相談		
地方公共団体の相談窓口	全国精神保健福祉センター一覧(全国精神保健福祉センター長会) https://www.zmhwc.jp/centerlist.html	
臨床心理士の相談窓口	定例電話相談（一般社団法人日本臨床心理士会） https://www.jsccp.jp/tel/ 電話番号 03-3813-9990 月曜日から金曜日 19：00～21：00 ※祝日を除く 毎週金曜日 9：00～12：00 ※祝日を除く	
法律の相談窓口	法テラス・サポートダイヤル（日本司法支援センター（法テラス）） https://www.houterasu.or.jp/site/soudanmadoguchi-houseido/ 電話番号 0570-078374 月曜日から金曜日 9：00～21：00 土曜日 9：00～17：00 ※祝日を除く	
	全国自死遺族法律相談ホットライン（自死遺族支援弁護団） https://jishiizoku-law.org/ 電話番号 050-5526-1044 毎週水曜日 12：00～15：00 ※祝日を除く 電話番号 06-6949-8277 月曜日から金曜日 9：00～18：00 ※祝日を除く	
	自死遺族ホットライン（神奈川県弁護士会） https://www.kanaben.or.jp/consult/by_content/consult31/index.html 電話番号 045-228-7832 月曜日から金曜日 9：30～12：00、13：00～16：30 ※祝日を除く	
過労死の相談窓口	過労死110番（過労死弁護団全国連絡会議） https://karoshi.jp/ 電話番号 03-3813-6999 月曜日から金曜日 10：00～12：00、13：00～17：00 ※祝日を除く	
民間団体による相談	自死遺族相談ダイヤル （特定非営利活動法人全国自死遺族総合支援センター） https://izoku-center.or.jp/tel/ 電話番号 03-3261-4350 毎週木曜日 10：00～19：00 毎週日曜日 10：00～17：00 ※祝日を除く	
	自死遺族傾聴電話 （特定非営利活動法人グリーンケア・サポートプラザ） https://www.jishi-griefcare.org/ 電話番号 03-3796-5453 毎週火曜日、木曜日、土曜日 11：00～17：00	